

湯河原町郷土芸能保存規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、湯河原町に所在する郷土芸能を伝承し、次世代の育成を図るとともに、魅力あるまちづくりに資するため、郷土芸能の保存に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定）

第2条 湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、湯河原町に所在する郷土芸能のうち、湯河原町文化財保護条例（昭和46年湯河原町条例第21号。以下「条例」という。）第3条の規定による指定を受けている文化財以外の郷土芸能で、保存の価値があると認めるものを湯河原町指定郷土芸能（以下「指定郷土芸能」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定郷土芸能を指定するときは、条例第13条に規定する文化財審議委員（以下「審議委員」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定の申請）

第3条 前条第1項の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した湯河原町指定郷土芸能指定申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 保存者の氏名及び住所（団体等の場合は、代表者の氏名及び住所）
- (3) 創始、沿革及び演技の特色
- (4) 現況
- (5) 用具の大要
- (6) 維持保存の方法
- (7) その他参考となる事項

（指定通知書等）

第4条 教育委員会は、第2条第1項の規定により指定郷土芸能を指定したときは、その旨を告示し、保存者に湯河原町指定郷土芸能指定通知書（様式第2号）及び湯河原町指定郷土芸能指定書（様式第3号。以下「指定書」という。）を交付しなければならない。

2 保存者は、前項の規定により交付された指定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗難されたときは、湯河原町指定郷土芸能指定書再交付申請書（様式第4号）により、その再交付を申請することができる。

（指定の解除）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定郷土芸能の指定を解除することができる。

- (1) 条例第3条の規定による指定があったとき。
- (2) 後継者不足等の事由により、その存続ができないとき。
- (3) 郷土芸能としての価値を失ったとき。

- 2 教育委員会は、前項第2号又は第3号の規定により指定郷土芸能の指定を解除するときは、審議委員の意見を聴かなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定郷土芸能の指定を解除したときは、その旨を告示し、湯河原町指定郷土芸能指定解除通知書（様式第5号）により当該指定郷土芸能の保存者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定により通知を受けた者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（台帳）

第6条 教育委員会は、指定郷土芸能の台帳を備えておくものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。